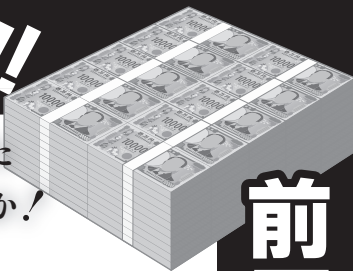


第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙公報掲載文原稿用紙（電子データ入稿用）

選挙区名	京都府第 2 区	候補者氏名	本田ゆうすけ
------	----------	-------	--------

1.1 億 取り返す!!

民主主義の根幹となる選挙制度を歪めた
前原誠司氏の脱法的行為は許されるのか!
国民の意志＝投票結果を踏みにじる
背任的行為を見過ごしてよいのか!



前原誠司の脱法的行為を許すな

本田ゆうすけ
無所属
32歳



国民が投票した国民民主党の議席を、
投票者の意図に反して踏みにじる
前原誠司氏の道義的責任を問う

- 前原誠司氏は2023年11月、比例代表・国民民主党の名前で獲得した国会議員議席を投票者の意図に反して、勝手に「教育無償化を実現する会」に乗り換え、さらに投票した覚えのない「日本維新の会」に乗り換えている。
- 比例代表・国民民主党の名前で獲得した国会議員議席は、既成政党（日本維新の会）に乗り換えできないため、前原氏の新党（教育無償化を実現する会）設立は、政党ロンダリングと揶揄されてもおかしくない、投票者の意志を踏みにじる卑怯な小手先の手法であるとの批判に応えられるのか。
- 前原氏の教育無償化を実現する会は、設立して1年間も経たず解党したことは、投票者の意図に反して政党を恣意的にもてあそぶ脱法的行為であるとの批判に応えられるのか。



国民が投票した国民民主党の
政党交付金1.1億円を投票した主権者の意志に
反して取得した前原誠司氏の道義的責任を問う

- 前原誠司氏は2023年9月に国民民主党代表選挙に立候補しながら、2023年11月に政党への責任を放棄し、政党交付金の取得目的と思われるもおかしくないような新党（教育無償化を実現する会）を設立し、政党交付金1.1億円を得ていることは投票した主権者の意志に反しており道義的に許されるのか。国民民主党に返金する意志はないのか。
- さらに、投票した主権者の意志に反して、日本維新の会の政治活動・選挙活動に国民民主党の政党交付金が付け替えられることは道義的に許されるのか。



今回の衆議院選挙京都2区において国民が選んだ
投票結果を踏みにじる前原誠司氏への賛否を問う
選挙でありその本質は、日本国における
国民主権と民主主義を守るための選挙です!

- 民主主義の根幹となる選挙制度を歪めた前原誠司氏の脱法的行為は許されるのか!
国民の意志＝投票結果を踏みにじる背任的行為を見過ごしてよいのか!
ぜひ政治をもてあそぶ候補者ではなく、国民の声を正しく国政に反映する候補者
本田ゆうすけをご支援ください。



順位	※	受付者	※
----	---	-----	---

(※印の欄は記入しないでください。)